

(様式2-2号) 満3歳以上児の給食の外部搬入

遵守事項

1 調理業務受託者等について

受託者名	
受託者の住所	

2 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条の2の遵守

条 項		満たす: ○、 満たさない: ×
(1)	幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	
(2)	当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。	
(3)	調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。	
(4)	幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。	
(5)	食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	

確認事項

1 保育所の体制

以下の項目に○×、該当するものに○または名称を記入してください。

項 目		可: ○ 不可: ×
(1)	入所者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者へ明示できる。	
(2)	献立表が基準どおりに作成されているか事前に確認できる。	
(3)	献立表に示された食事内容の調理等について必要な事項を現場作業責任者に指示できる。	
(4)	毎回、検食を行うことができる。	
(5)	給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況および結果を確認できる。	
(6)	調理業務の衛生的取り扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認できる。	
(7)	嗜好調査の実施及び喫食状況の把握に努め、児童・家族に対し栄養指導を積極的に進めることができる。	
区 分		状 況
栄養士の配置 (有・無)		助言・指導を受ける栄養士の所属 (保健所・市町・他 ())
設 備	調理室	再加熱の設備 (有・無) 保冷の設備 (有・無)
		配膳の為の設備 (スプーン用具等) (有・無)
		体調不良児等に対応できる設備 (有・無)
衛 生	調理室	調理室は毎日清掃し清潔に保っている。 (可・不可)
	食器類	主食や食器類等をやむを得ず家庭から持参させるときは特に、その取り扱いに注意している。 (可・不可)
	衛生管理	食品を保育所内で運搬するときは必ず容器にふたをしている。 (可・不可)

2 調理受託業者の体制

以下の項目に○×、該当するものに○または方法を記入してください。

項 目		可：○ 不可：×
(1)	保育所における給食の趣旨を十分認識し、適切な給食材料を使用し、必要な栄養素量が確保される調理を行うことができる。	
(1)-1	年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供ができる。	
(1)-2	食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。	
(1)-3	アレルギー・アトピー等への配慮ができる。 具体的な方法 []	
(1)-4	保育所の食育に関する計画に基づいた食事の提供ができる。	
(2)	調理業務の運営実績、組織形態からみて、受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認めることができる。	
(3)	受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保できる。	
(4)	調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有する。	
(5)	調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施できる。	
(6)	調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施できる。	
(7)	不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わない。	
(8)	平成5年2月15日指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」の第4の2の規定を遵守することができる。	

3 搬入搬出および給食の実施状況について

搬入搬出時刻の把握	搬入搬出時刻を記録しているか。(適・否)												
給食の実施日・未実施日	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">B</td> <td style="text-align: center;">A/B</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年間開所日</td> <td>年間給食実施予定日数</td> <td>日</td> <td>実施率 %</td> </tr> <tr> <td colspan="2">未実施の期間 【</td> <td colspan="2">】</td> </tr> </table>	A	B	A/B		年間開所日	年間給食実施予定日数	日	実施率 %	未実施の期間 【		】	
A	B	A/B											
年間開所日	年間給食実施予定日数	日	実施率 %										
未実施の期間 【		】											
給食未実施日の対応	未実施日の対応 (自宅から弁当持参 ・ 他の施設、業者から購入)												
→実施率が80%以下かつ未実施日の対応が「他の施設、業者から購入」の場合、以下4を記入すること。													

4 給食未実施日に購入する食事について

(実施率80%以下かつ給食未実施日は他の施設、業者から購入する場合のみ記入)

項 目		可：○ 不可：×
(1)	適切な給食材料を使用し、必要な栄養素量が確保できるものを購入する。 具体的な方法 []	
(2)	年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供ができる。 具体的な方法 []	
(3)	食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる。 具体的な方法 []	
(4)	アレルギー・アトピー等への配慮ができる。 具体的な方法 []	
(5)	保育所の食育に関する計画に基づいた食事の提供ができる。 具体的な方法 []	